

# 生徒心得

学校生活を明るく楽しいものとするために、まず、お互いが規律を守り、他人に迷惑をかけないように、礼儀正しく、秩序ある行動をとることが大切です。

## 1 礼儀

- ① 外来者、先生、友達、近所の人等に対する挨拶、会釈は校内外で気持ちよく、はっきりとしましょう。
- ② 職員室、特別教室、他クラスへの出入りは、必ず許可を受けましょう。
- ③ 丁寧な言葉遣いを心がけ、人を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。

## 2 登下校

- ① 原則として制服を着用する。
- ② 歩行の際は、交通規則を守り、事故のないように気をつける。
- ③ 始業5分前(通常は8時10分)には、教室に入室しておく。
- ④ 学習用具等は、指定バッグにいれてくる。
- ⑤ 放課後、部活終了後は、すみやかに帰宅する。
- ⑥ 登下校時の買い喰いや道草(友人宅で遊ぶなど)はしない。
- ⑦ 自転車通学の際、自転車は正門から自転車置き場まで押していく。
- ⑧ 雨天の日の自転車通学時は雨ガッパを着用する。
- ⑨ 大きな荷物(エナメルバッグ等)は、自転車の荷台にゴム紐で固定する。

## 3 学習

- ① 登校する際、学習用具を整え、宿題、提出物を点検し、忘れ物をしないようにする。
- ② チャイムの合図までには着席し、静かに授業の始まりを待つ。
- ③ 授業中は私語を慎み、他の人に迷惑をかけない。
- ④ 学習時の応答は、皆に聞こえるように言葉の終わりまではっきりと言う。
- ⑤ つねに正しい姿勢で、読み書きすることを心がける。
- ⑥ 始業に遅れた場合は必ず理由を告げて着席する。
- ⑦ 家庭学習に必要な物は持ち帰る。

## 4 校内生活

- ① 休み時間は、次の授業の準備、移動をして休憩時間をとる。
- ② 休み時間は、許可なく体育館で遊ばない。
- ③ 担当の先生の許可なく、他の教室に入ったり、他人の物を借りない。  
借りる時は担当の先生の許可を得る。
- ④ 校外に出る必要があるときは、必ず担任の許可を得る。
- ⑤ 上履きで外に出たり、土足禁止の場所に土足で上がらない。
- ⑥ 教室内や廊下で、走ったり騒いだりしない。
- ⑦ 自分の所持品には必ず記名をしておく。
- ⑧ 不必要な金銭や品物(お菓子・スマートフォン・ゲーム機等)は持ってこない。  
また、品物等の売買はしない。
- ⑨ 学生服の襟のホックは、儀式の時はきちんと留めておく。

## 5 掃除

- ① 掃除用具は大切に扱い、定められた場所に責任を持って保管する。
- ② 時間内に皆で協力して、ごみ捨てまで、必ずやり終えるようにする。
- ③ 時間が余ったら、いつもできないようなところを掃除する。

## 6 容 儀

- ①服装は、別紙規定どおりとする。
  - ②頭髪は、清々しいすっきりした髪型とする。  
前髪は、自然な状態で目に入るようになったら整髪する。  
男子の横髪は、耳にかからない程度とし、耳にかかったら整髪する。横髪や襟足は段差がないようにする。手をつかめるようになったら整髪する。  
女子の頭髪は肩にかからない程度とし、それ以上は目立たない色のゴムで結んだり、ヘアピンで止めておく。ゴムの色は、黒、紺、茶。
- ※眉や髪は自然のままにし、加工（パーマや染色等）したり、整髪剤（香水等）は使用しない。
- ③通学や体育時は白の運動靴(体育の時間に使用できるもの)を使用する。
  - ④靴下の色は、白または黒とする。(儀式や校外活動時は、白色の靴下とし、くるぶしソックスははかない)
  - ⑤上履きは、学校規定のものを使用する。
  - ⑥学生服の下から白のカッターシャツを着用し、ズボンにきちんと入れる。
  - ⑦肌着の色は白、グレー、黒の無地とする。また制服の中に着る服の色は、白、黒、紺、グレー、茶とし、派手にならないようにする。
  - ⑧白または黒を基調としたウインドブレーカー、手袋、ネックウォーマー、ボックスコート、ストッキングの着用を認める。  
ウインドブレーカーについては、フード付きの場合、フードが折りたため、収納できるものとする。また、部活動及び学校外のクラブ活動で着用しているウインドブレーカーについては色の指定はない。  
手袋、ネックウォーマーについては派手でない色の物(⑦の服の色に準じる)とし、登下校時だけ着用する。ボックスコートの室内での着用は、体調と気候に応じて許可を得て着用する。なお、体育時のストッキングの着用は認めない。

## 7 校 外 生 活

- ①外出は家の人に必ず届け、保護者同伴でない外泊や、夜間徘徊は厳禁とする。
- ②校区外へ行く時は、目的にあった中学生らしい服装で出かける。
- ③道路上で他人の迷惑になるような遊びはしない。
- ④帰宅時間は、日没前とする。(部活動の場合は部活動規定に準じる。)
- ⑤各種の遊技場、興業物等への出入りは、保護者同伴とする。生徒だけでボウリング場、バッティングセンター、ゲームセンター、ゲームコーナー、インターネットカフェ、カラオケボックス等の出入りはしない。
- ⑥祭、キャンプその他の行事等には、保護者の責任と判断で参加する。
- ⑦諸車の運転は絶対にしない。(バイク、自動車など)
- ⑧自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用し、交通ルールをきちんと守り、違反や事故がないように気をつける。
- ⑨携帯電話やスマートフォン、SNS等で、他人を誹謗中傷する書き込みや個人情報の掲示は絶対にしない。また、サイトで知り合った見知らぬ人と直接会うこともしない。

## 8 その他の諸注意

- ①欠席するときは、必ず保護者が電話、またはメールで欠席届を提出する。
- ②校舎内外の施設、設備、体育用具などの公共物を大切に扱い、愛護する心を持つ。  
(故意による器物破損の場合は新規購入してもらうこともある。)
- ③自転車通学は、千丁中学校自転車通学規定により許可する。自転車から離れる場合は、必ず鍵をかける。

### 附 則

- 一部改正 令和5年12月18日  
一部改正 令和6年6月27日